

平成19年度個人住民税(市民税・県民税)が変わります



地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税源が移し替えられます。(3兆円の税源移譲)
 この税源移譲は所得税と住民税の税率構造などを見直すもので、税源移譲の前後で皆さんの支払う所得税と住民税を合わせた**基本部分の税負担は変わりません。**注

注：所得税、住民税ともに**定率減税が順次廃止**されたことや、皆さんの**収入の増減**などの要因により、実際の負担額は変わります。

裏面をご覧ください

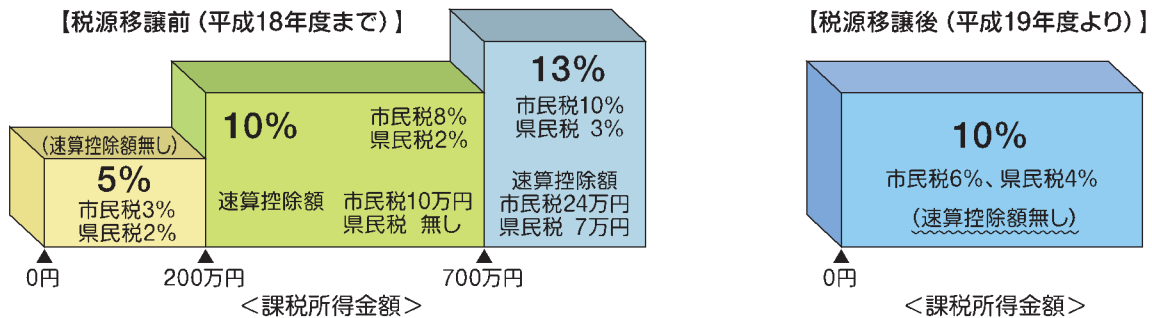
いつから変わるのか?

所得税：平成19年分以降
 住民税：平成19年度以降

税源移譲による変更点

●住民税の所得割の税率が10%に統一されました。

平成18年度までの住民税の所得割の税率は、課税所得金額に応じて3段階に分けられていましたが、平成19年度からは課税所得金額の多少に関わらず一律10%に統一されました。

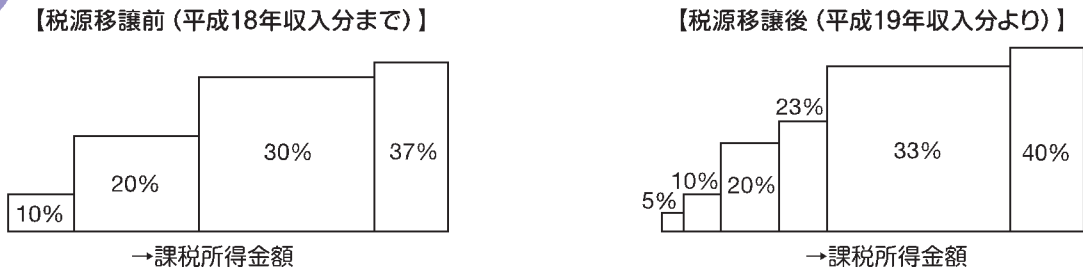


※課税所得金額とは……

皆さんが事業での売上や給料、年金として得た金額は、税法上では「収入金額」として扱います。
 この「収入金額」から事業経費や給与所得控除、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額を「課税所得金額」といいます。
 この「課税所得金額」に上記の税率を掛けたものが「税額(所得割)」となります。
 なお、住民税にはこの所得割とは別に、均等割4千円(市民税3千円、県民税1千円)が加算されます。

参考

所得税の税率構造は以下のとおりとなりました。



●人的控除に関する税額控除が設けられました。

所得税より住民税のほうが、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも課税所得金額は住民税の方が大きくなります。

上記の税源移譲に伴う税率の一本化を取り入れることにより、税源移譲の前後で税負担を変えないために以下の税額控除が設けられました。

課税所得金額	控除内容
200万円以下の場合	1. 人的控除の差の合計額 2. 課税所得金額 } 1、2のいずれか少ない方の額の5%を控除
200万円超えの場合	(人的控除の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)) の5%を控除 ただし、この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

※人的控除の差とは……

例えば、配偶者控除が適用されている場合は、所得税は38万円、住民税は33万円がそれぞれの控除額となり、その差5万円が上記で言う人的控除の差となります。(裏面の人的控除一覧をご覧ください)

〈裏面あり〉

所得税・住民税 人的控除一覧

控除の種類		住民税控除額(万円)	所得税控除額(万円)	控除額の差(万円)	控除の種類	住民税控除額(万円)	所得税控除額(万円)	控除額の差(万円)		
配偶者控除	一般控除対象配偶者	33	38	5	障害者控除	一般の障害者	26	27	1	
	老人控除対象配偶者	38	48	10		特別障害者	30	40	10	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般控除対象配偶者	56	73	17	寡婦(夫)控除	一般の寡婦	26	27	1
		老人の控除対象配偶者	61	83	22		特別の寡婦	30	35	5
配偶者特別控除(配偶者の所得により変動)		最高33	最高38		寡夫である者	26	27	1		
扶養控除	一般扶養親族	33	38	5	勤労学生控除	26	27	1		
	特定扶養親族	45	63	18	基礎控除	33	38	5		
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	38	48	10					
		同居老親等	45	58	13					
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	56	73	17					
		特定扶養親族	68	98	30					
		同居老親等以外の老人扶養親族	61	83	22					
同居老親等		68	93	25						

■その他の変更点

●定率減税が廃止されました。

景気回復の一環として平成11年から実施されてきた定率減税が、下記のとおり順次廃止されました。

区分	経過	所得税：平成17年分以前 住民税：平成17年度以前	所得税：平成18年分 住民税：平成18年度	所得税：平成19年分 住民税：平成19年度
所得税		税額の20%相当額を控除 (25万円が限度)	税額の10%相当額を控除 (12.5万円が限度)	廃止
住民税		所得割額の15%相当額を控除 (4万円が限度)	所得割額の7.5%相当額を控除 (2万円が限度)	廃止

◇所得税・住民税の計算過程について

○所得税の場合

$$\left\{ \frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除金額})}{\text{課税所得金額A}} \times \text{税率(速算控除一部有り)} \right\} - \text{定率減税} - \text{諸税額控除} = \text{課税額}$$

平成18年分まで			
課税所得金額：上記Aの額	税率	速算控除額	
330万円未満	10%	無し	
330万円以上 900万円未満	20%	33万円	
900万円以上 1,800万円未満	30%	123万円	
1,800万円以上	37%	249万円	

平成19年分より			
課税所得金額：上記Aの額	税率	速算控除額	
195万円以下	5%	無し	
330万円以下	10%	9.75万円	
695万円以下	20%	42.75万円	
900万円以下	23%	63.6万円	
1,800万円以下	33%	153.6万円	
1,800万円超え	40%	279.6万円	

平成17年分まで
税率を乗じた後の額の20%分(最高25万円)
平成18年分
税率を乗じた後の額の10%分(最高12.5万円)
平成19年分以降
廃止されます。

○住民税(市民税+県民税)の場合

$$\left\{ \frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除金額})}{\text{課税所得金額B}} \times \text{税率(速算控除一部有り)} \right\} - \text{定率税額控除} - \text{諸税額控除} = \text{課税額}$$

平成18年度課税(平成17年収入分)まで					
課税所得金額：上記Bの額	市民税		県民税		
	税率	速算控除額	税率	速算控除額	
200万円以下	3%	無し	2%	無し	
700万円以下	8%	10万円	3%	7万円	
700万円超え	10%	24万円	3%	7万円	

平成19年度課税(平成18年収入分)より					
課税所得金額：上記Bの額	市民税		県民税		
	税率	速算控除額	税率	速算控除額	
一律	6%	無し	4%	無し	

平成17年課税(平成16年収入分)まで
税率を乗じた後の額の15%分(最高4万円)
平成18年課税(平成17年収入分)
税率を乗じた後の額の7.5%分(最高2万円)
平成19年課税(平成18年収入分)以降
廃止されます。

◎問い合わせ先

〒501-0292 岐阜県瑞穂市別府1288番地
瑞穂市役所 総務部税務課 住民税担当
電話番号 (058) 327-4112 FAX (058) 327-7414